

財務省告示第二百八十号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平  
 成十八年六月二十六日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十八年七月七日

財務大臣 谷垣 禎一

| 一                     | 二   | 三  | 四   | 五             | 六              | 七          | 八   | 九                                  |
|-----------------------|---|--|---|---------------|----------------|------------|---|------------------------------------|
| 名称及び記<br>号            | 発行の根拠                                     | 法律及びそ<br>の条項の適<br>用等   | 発行方法  | 発行額           | 払込金額           | 最低額面金<br>額 | 振替単位  | 発行行<br>行価<br>格日                    |
| 利付国庫債券（五年）（第五十七<br>回） | 財政融資資金特別会計法（昭和<br>二十六年法律第一百一号）第十一<br>条第一項 | 社債等の振替に関する法律（平<br>成十三年法律第七十五号）以下<br>「振替法」という。）の規定の適<br>用を受けるものとし、その振替<br>機関は日本銀行とする。 | 日本郵政公社法（平成十四年法<br>律第九十七号）第二十四条第三<br>項第四号に規定する郵便貯金資<br>金による引受け | 額面金額で千五百九十六億円 | 千五百九十九億五千百十二万円 | 五万円        | 振替法の規定による振替口座簿<br>の記載又は記録は、最低額面金<br>額の整数倍の金額によるものと<br>する。 | 平成十八年六月二十六日<br>額面金額百円につき百円二十二<br>銭 |

十一 利率  
 一年・四パーセント  
 に日本郵政公社総裁は、払込金額  
 に加え、次の算式により算出し  
 た金額を第十八号に規定する期  
 日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.4}{100} \times \frac{6}{365}$$

十三 初期利子  
 平成十八年十二月二十日を支払  
 期とし、次の算式により算出し  
 た金額を支払う。ただし、支払  
 期が銀行休業日に当たるとき  
 は、その翌営業日に支払う（以  
 下、次号及び第十五号において  
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子  
 毎を六月二十日及び十二月二十  
 日を支払期とし、各支払期にお  
 いて、その日以前六月間に属す  
 る利子を支払う。  
 平成二十三年六月二十日  
 償還金額  
 償還金額  
 元利支  
 払場所  
 平成十八年六月二十六日